

毎週火、金曜日発行(但休日)に当たるときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇選挙管理委員会告示

知事選挙の期日
知事選挙の選挙長及び選挙長職務代理者
補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定期日等
知事選挙の投票用紙の様式等
知事選挙の選挙運動に関する支出金額の制限額
知事選挙の選挙公報の申請期限及び掲載順序のくじを行う場所並びに日時
知事選挙の立会演説会の催市町村、日時、会場等
知事選挙の立会演説会の演説の順序をきめるくじを行う日時及び場所
選挙運動に従事する者にたいする実費弁償等
鳥取市、米子市の開票区の変更に及ぶ数町村の区域を合した開票区の設定
指定病院の所在地の変更

◇知事選挙選挙長告示

選挙会の場所及び日時
選挙立会人の数が十人をこえる場合のくじを行う場所及び日時
開票区の一覧

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十四条の規定に基づき鳥取県知事の退職申立に伴う後任者の選挙を昭和二十九年十二月四日に行う。

昭和二十九年十一月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者をそれぞれ次のとおり選任した。

昭和二十九年十一月九日
鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一 職名 住 所 氏 名
選 挙 長 鳥取市中町一五番地 鎌 田 石 藏
選 挙 代 理 者 鳥取市東町六七番地 村 田 敬 次 郎

二 選挙長の執務場所
鳥取市東町 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙及びこれと同時に選挙を行う予定の鳥取県議会議員日野郡選挙区補欠選挙並びに鳥取市議会議員一般選挙につき調製する補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び期間をそれぞれ次のとおり定める。

昭和二十九年十一月九日
鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一 調製現在期日 昭和二十九年十一月九日
二 申請期間及び申請の方法
昭和二十九年十一月九日から十一月二十日まで
住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること。

三 調 製 期 間 昭和二十九年十一月二十一日から十一月二十四日まで
四 縦 覧 期 間 昭和二十九年十一月二十五日から十一月二十九日まで
五 異議の申立期間 縦覧期間中
六 異議の決定期限 昭和二十九年十二月一日
七 確 定 期 日 昭和二十九年十二月二日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙の投票用紙の様式及び仮投票用封筒、不在者投票用封筒におすべき印をそれぞれ次のとおり定める。

昭和二十九年十一月九日
鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

一 投票用紙様式

○ 注 意

一、こうほしやしめい、らんない、ひとりか
候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二、こうほしや、もの、しめい、か
候補者でない者の氏名は、書かないこと。

じ し め い 氏 名	ほ し や し め い 氏 名	ち 知 候

鳥取県知事選挙投票

鳥取県選
挙管理委
員会之印

備考 黒色印刷とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、

当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙における各候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は次のとおりである。

昭和二十九年十一月九日
鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸
候補者一人につき 五五〇、〇〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙における選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載をうけようとする者の申請期限及び掲載順序のくじを行う場所並びに同時を次のとおり定める。

昭和二十九年十一月九日
鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸
一 申請 期 限 昭和二十九年十一月二十一日

十一月二十九日 十九時	倉吉市
十一月三十日 十九時	鳥取市

成徳小学校
遷番小学校

二 一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数 五人
 三 候補者一人あたりの演説の時間 四十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和二十九年十一月四日執行の鳥取県知事選挙につき開催する立会演説会の演説の順序をきめるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和二十九年十一月九日

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸
- 一日時 昭和二十九年十一月十三日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十七条の二の規定に基づき、県の選挙管理委員会が管理すべき選挙

の選挙運動に従事する者に対する実費弁償及び選挙運動のために使用する労務者に対する報酬の額を次のとおり定める。

昭和二十九年十一月九日

- 鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸
- 一 選挙運動に従事する者一人に対し支給し得る実費弁償の種類及びその額は次のとおりとする。
 - (一) 鉄道賃 鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃の額
 - (二) 船賃 水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により算出した二等又は三等運賃の額
 - (三) 車賃 陸路旅行について路程に応じた実費額

- 四 宿泊料 一泊につき 八〇〇円(二食付)
 - 田 弁当料 一日につき 三〇〇円
 - 丙 茶菓料 一日につき 三〇円
 - 二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給し得る報酬の額は次のとおりとする。
 - 最高日額 二六九円とする。
- 但し、食事は自弁であること及び時間外就労については一時間につき一日の額を時間割した額の二倍半以内を加算するものとする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定に基づき、衆議院議員、参議院議員、県の議会議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙につき適用する鳥取市、米子市の開票区の変更及び数町村の区域を合した開票区の設定を昭和二十九年十一月五日次のとおり行つた。

なお別記以外の市町村については、その区域をもつて

一の開票区となるものである。
 昭和二十九年十一月九日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸
 鳥取市、米子市及び数町村を合した開票区

郡市名	開票区名	区域(投票区又は町村の区域)
鳥取市	第一開票区	第一、第三、第十一、第十六投票区
	第二開票区	第二、第十四、第十五、第十九、第二十一、第三十一投票区
	第三開票区	第四、第五、第十二、第二十五投票区
	第四開票区	第六、第七、第十三、第十七、第十八投票区
	第五開票区	第八、第九、第十、第二十一、第二十二、第二十三、第三十四投票区
	第六開票区	第二十六、第二十七、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第五十二、第三十三、第五十四、第五十五投票区
	第七開票区	第二十八、第二十九、第三十、第四十一、第四十二投票区
	第八開票区	第三十二、第三十三、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一投票区
第一開票区	第一、第二、第三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五投票区	

米子市		十三投票区	
第一開票区	第四、第五、第六、第十一、第十二、第十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七投票区	第二開票区	第七、第八、第九、第十、第十七、第十八、第十九、第二十投票区
第三開票区	大成村 宇倍野村	宇倍野開票区	津井村 米里村
岩美郡	津ノ井開票区	津井村 米里村	私都開票区
八頭郡	八東開票区	安部村 八東村 丹比村	用瀬開票区
用瀬開票区	用瀬町 大村 社村	河原開票区	河原町 国英村 散岐村 八上村
宝木開票区	宝木村 酒津村 瑞穂村	鹿野開票区	鹿野町 小鷲河村
浜村開票区	勝谷村 逢坂村 浜村町	青谷開票区	青谷町 日置村
東郷開票区	東郷町 泊村	橋東開票区	由良町 大誠村 栄村 灘手村
東伯郡	橋東開票区	由良町 大誠村 栄村 灘手村	

中山開票区	上中山村 下中山村
箕蚊屋開票区	日吉津村 春日村 大和村 大高村
汗入開票区	淀江町 宇田川村 高麗村 所子村
賀野開票区	手間村 賀野村 天津村
法勝寺開票区	大國村 法勝寺村 東長田村 上長田村
大幡開票区	幡郷村 大幡村 果村
大宮開票区	阿毘縁村 大宮村
日野郡	日野上開票区 多里村 日野上村 山上村

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号
 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項第二号の規定により、不在者投票管理者をおくことのできる病院のうち次のとおり所在地の変更があつた。
 昭和二十九年十一月九日
 鳥取県選挙管理委員会委員長 上根 政幸

病 院 名		現 所 在 地	
泉立中央病院	鳥取市吉方二六五番地	国立鳥取療養所	鳥取市三津八七六番地
厚生病院	倉吉市越殿町一、四〇八番地	町立浦富病院	岩美郡岩美町大字浦富
岡山大学放射能線研究所	東伯郡三朝町大字山田八二七番地	国立三朝温泉療養所	東伯郡三朝町大字山田六九〇番地

知事選挙選挙長告示
 鳥取県知事選挙選挙長告示第一号
 昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時を次のように定める。
 昭和二十九年十一月九日
 鳥取県知事選挙選挙長 鎌 田 石 藏
 一 場 所 鳥取市東町 鳥取県庁
 二 日 時 昭和二十九年十二月七日 午後二時

鳥取県知事選挙選挙長告示第二号
 昭和二十九年十二月四日執行の鳥取県知事選挙において選挙立会人の数が十人を超える場合のくじを次の場所及び日時に行う。
 昭和二十九年十一月九日
 鳥取県知事選挙選挙長 鎌 田 石 藏
 一 くじを行う場所 鳥取市東町 鳥取県庁
 二 くじを行う日時 昭和二十九年十二月二日 午前十一時

雑 報
 開 票 区 一 覽
 郡市別 開 票 区 市 町 村 別

鳥取市	8 7 6 5 4 3 2 1
第一開票区	第一開票区
第二開票区	第二開票区
第三開票区	第三開票区
第四開票区	第四開票区
第五開票区	第五開票区
第六開票区	第六開票区
第七開票区	第七開票区
第八開票区	第八開票区

日野郡								西伯郡															
57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42								
日野上開票区	福栄村	石見村	大宮開票区	黒坂町	根雨町	溝口町	江府町	八郷村	大幡開票区	法勝寺開票区	手間開票区	大山村	汗入開票区	名和町	箕蚊屋開票区								
多里村 日野上村 山上村			阿毘縁村 大宮村						幡郷村 大幡村 梶村	大國村 上長田村 法勝寺村 東長田町	手間村 賀野村 天津村		淀江町 宇田川村 高置村	大高村 春日村 大和村									

八頭郡								岩美郡				米子市		倉吉市				
25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10			9
河原開票区	佐治村	用瀬開票区	若桜町	智頭町	八東開票区	私都開票区	郡家町	船岡町	津ノ井開票区	福部村	宇倍野開票区	岩美町	第三開票区	第二開票区	第一開票区			倉吉市
八上村 河原町 国英村 散岐村		用瀬町 大村 社村			安部村 八東村 丹比村	中私都村 上私都村			津ノ井村 米里村		大成村 宇倍野村							
								東伯郡				気高郡						
41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26			
境港町	逢坂村	中山開票区	赤碕町	東伯町	橋東開票区	関金町	三朝町	北条町	羽合町	東郷開票区	青谷開票区	浜村開票区	鹿野開票区	宝木開票区	西郷村			
		上中山村 下中山村			由良町 灘手村 大誠村 栄村					東郷町 泊村	青谷町 日置村	勝谷村 逢坂村 浜村町	鹿野町 小鷺河村	宝木村 酒津村 瑞穂村				